

ニットけんぽ



KNIT KENPO

1
2023

No. 160 * 新年号



Contents

- 新年のご挨拶 ● 2
- インフルエンザ予防接種費用の助成について ● 4
- 健康診断のご案内 ● 5
- 当組合が保有する個人情報の利用目的の公表について ● 6
- 個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー) ● 7
- 個人情報の第三者への提供について同意のお願い ● 8
- 是非お試しください! ジェネリック医薬品 ● 9
- 令和4年度 健康保険組合全国大会が開催されました ● 9
- オンライン卒煙プログラムのご案内 ● 10
- 令和5年度 任意継続被保険者の上限標準報酬月額のお知らせ ● 12
- 日頃からの対策で感染リスクを下げよう! ● 12

東京都ニット健康保険組合
<http://www.knitkenpo.jp>



新年のご挨拶

理事長 田中 康裕

新年あけましておめでとうございます。

東京都ニット健康保険組合の組合員の皆様におかれましては、本年も健やかに新年を迎えられたことを、お慶び申し上げます。

さて、昨年は依然としてその脅威が衰えないコロナ禍で、国内外において「混乱」「危機」「異変」という言葉が飛び交う激動の年でありました。さらに、その影響を受けて、消費者物価の上昇、32年ぶりの円安を記録するなど経済環境も厳しさを増し、景気後退と物価上昇が同時に起こるスタグフレーションの懸念が議論される場面さえございました。

健康保険組合全般に目を向ければ、令和3年度の決算見込みは8年ぶりに825億円の赤字となり、令和4年度

は一旦2100億円の黒字となりますが、高齢者拠出金と保険給付費の増加により令和5年度は再び1700億円の赤字となる見込みが公表されました。厳しい1年でありましたが、健康保険組合にとって明るい事は、昨年10月健康保険組合全国大会が3年ぶりに約4千人の関係者が集結、健康保険法制定100年となる節目の年となることも相まって、盛大に開催されたことでもあります。

「これからも健康を支え、皆保険を守る健保組合であるために」をテーマに「現役世代の負担軽減、全世代で支え合う制度への転換」「国民が身近で信頼できる、かかりつけ医の推進」「オンライン化の推進による医療の効率化・質の向上」「オンライン資格確認などI

CT化の推進による医療の効率化・質の向上」「健康寿命の延伸に向けた保健事業の更なる推進」の4つのスローガンなどを全会一致で決議されました。

約800万人といわれる、いわゆる「団塊の世代」全員が75歳以上。つまり後期高齢者となる「2025年問題」が目前に迫るなか、大変心強い大会となりました。

しかし、医療保険財政にとって厳しい状況は引き続き予想されますが、当組合といたしましては、被保険者及びご家族の皆様の健康の保持・増進のため、職員一同一丸となって事業運営に邁進して参ります。

今年も、皆様方に素晴らしい年となりますことを祈願いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のお慶びを 申し上げます

理事 長 田 中 康 裕
キップス(株)

常務理事 古 川 淳 一
東京都ニット健康保険組合

選定理事 百 瀬 勇 一
百瀬繊維(株)

樋 口 勝 平
樋口繊維工業(株)

互選理事 芦 田 博 彰
(株)アシダニット

塚 越 孝 弘
オーベクス(株)

選定議員(監事) 荻 田 祥 史
(株)東京オギタ

選定議員 小 倉 大 典
(株)小倉メリヤス製造所

福 山 正 恵
(株)フクヤマ

矢 野 正 一 郎
(有)勝山口織工場

丸 山 卓 也
佐藤莫大小(株)

互選議員(監事) 井 関 透
オーベクステクノロジー(株)

互選議員 檜 原 雅 也
(株)ナラハラニット

國 分 博 史
(株)和興

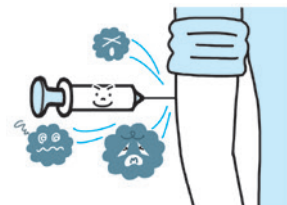
宮 島 公 一
ホットマン(株)

南 木 健 宏
(株)アーテス

健康保険組合職員一同

インフルエンザ予防接種費用の助成について

令和4年度も、インフルエンザ予防接種補助事業を実施いたします。補助を受ける方法としては、予防接種を受けた費用を健康保険組合に請求する「補助金申請」、東振協との契約による「院内接種」、「出張接種」の方法があります。下表をご参照のうえ、いずれかの方法を選択して申請の手続きをお願いします。



	申請の種類	対象者	予約・申込	補助金の請求・受給
当健康保険組合に直接申請	補助金申請 費用を立て替え、後日、組合に請求する方法	被保険者／被扶養者	自由に医療機関を選択して、直接予約・接種を受ける。 ●実施期間：令和4年10月1日～令和5年1月31日 ●補助内容：2,000円 ※年度1回。但し小学生以下については年度2回まで。 ※接種費用が2,000円以下の場合は、実費を限度とする。 ※居住地の市区町村での助成がある場合、自治体の助成を受けた後に自己負担された接種費用については、健保補助申請の対象とする。	<ol style="list-style-type: none"> 接種当日、全額費用を支払い、領収書を受け取る。 ※領収書は、接種者の氏名の記載されたものまたは接種者の氏名が記載されていないものは当健康保険組合で示した様式とする。 事業所ごとに請求書に領収書のコピーを添付し、令和5年2月末日までに健康保険組合に請求。 ※領収書には一人当たりの単価を記入。 〒130-0014 東京都墨田区亀沢1-7-3 3階 東京都ニット健康保険組合 宛 事業所の口座に補助金が振り込まれる。
	院内接種 東振協契約医療機関で接種する方法	被保険者／被扶養者	<ol style="list-style-type: none"> 東振協ホームページから医療機関を選択し、電話で予約。 https://www.toshinkyō.or.jp/influenza.html ※その際、当健康保険組合の保険者番号の入力が必要です。 06135222 上記URLより利用券をダウンロードする。 接種当日、利用券・保険証を持参し(コピー不可)、接種を受ける。 	<p>当日、組合負担金2,000円を差し引いた金額を支払う。 ※料金は各医療機関で異なります。</p> <p>当健康保険組合への手続きは不要</p>
東振協との契約による	出張接種 事業所に医療スタッフを派遣してもらい接種する方法	被扶養者	<ol style="list-style-type: none"> 上欄の方法で東振協ホームページより利用申込書と名簿をダウンロードする。 事前に医療機関に申込書・名簿を送付する。 	<p>組合負担金2,000円を差し引いた金額を支払う。 ※支払方法は予約の際確認してください。</p> <p>当健康保険組合への手続きは不要</p>

東振協
契約

健康診断のご案内

～年に一度は健康診断を受けましょう～

当組合で実施している健康診断は以下のとおりです。下表のうち、該当する健診コースをお申し込みください。健康診断はあなたの健康を映し出す鏡です。年に一度は必ず受診して、早期発見と重症化予防に努めましょう。

※直接契約の医療機関につきましては、当組合のホームページをご参照ください。



健診コース内容（東振協契約）

健診コース名	生活習慣病 A2	生活習慣病 B	人間ドック D1	特定健診 E
対象年齢	全年齢対象	35 歳以上	35 歳以上	40 歳以上
一部負担金	1,000 円	4,000 円	20,000 円	無料
① 問診	●	●	●	●
② 視力	●	●	●	●
③ 聴力	●	●	●	
④ 身長・体重	●	●	●	●
⑤ 腹囲	●	●	●	●
⑥ 血圧測定	●	●	●	●
⑦ 検尿	●	●	●	●
⑧ 胸部 X 線	●	●	●	
⑨ 血液検査	●	●	●	○※ 1
⑩ 心電図	●	●	●	□※ 2
⑪ 貧血	●	●	●	□※ 2
⑫ 胃部 X 線		●	●	
⑬ 便潜血		●	●	
⑭ 眼底検査			●	
⑮ 眼圧検査			●	
⑯ 腹部超音波			●	
⑰ 乳房検査	(+ 500 円) ○※ 3	○※ 3	○※ 3	
⑱ 子宮検査	(+ 500 円) ○※ 4	○※ 4	○※ 4	

- ※1 各種健診より簡易的な項目のみ。
- ※2 医師が必要と判断した場合のみ実施。
- ※3 標準は超音波検査です。
- ※4 子宮頸部検査です。

注意

- ★ 婦人検査のみの受診はできません。A2コースへの追加は有料。Bコース・人間ドックへの追加は無料。
- ★ 未受診項目がある場合も、一部負担金の減額はございません。
- ★ コース外のオプションを追加した場合は全額自己負担です。
- ★ 年度内（4月～翌年3月末）に健診補助は1回です。重複された場合は、全額自己負担の請求をいたします。

※詳しい内容につきましては、組合ホームページをご参照ください。

(<http://www.knitkenpo.jp>)

個人情報利用目的の公表について

東京都二ツ健康保険組合（以下「当組合」という。）におきましては、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等を受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。

当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」となります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、当組合においては、個人情報利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・保険給付及び付加給付の実施

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払い
- ・第三者行為に係る求償業務の外部委託
- ・第三者行為に係る損保会社等への求償
- ・健康保険組合連合会の高額医療給付の共同事業
- ・療養費（柔道整復師に係る請求分）の給付データ処理の外部委託

2. 保険料の徴収等に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の把握
- ・健康保険料、介護保険料の徴収
- ・被扶養者の認定
- ・健康保険被保険者証、高齢受給者証の発行

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・被保険者等資格等のデータ処理の外部委託
- ・算定基礎届、賞与支払届に係る被保険者データの提供

3. 保健事業に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談、体育奨励事業

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・保健指導、健康相談に係る産業医への委託
- ・医療機関への健診の委託
- ・本人の同意に基づく健診結果の事業者への提供
- ・健診データ処理等の外部委託
- ・被保険者等への医療費通知
- ・被保険者等への広報誌等の配布
- ・契約スポーツ施設等の利用に伴う契約先への利用者情報の提供
- ・各種大会・イベント等の実施に伴う業務委託先への参加者情報の提供
- ・契約保養システム利用に伴う業務委託先への利用者情報の提供
- ・健康保険組合連合会主催の共同事業
- ・（一社）東京都総合組合保健施設振興協会の共同事業
- ・保健事業の事業実施に係る委託

4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・レセプトデータの内容点検・審査の委託
- ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託

5. 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・医療費分析
- ・疾病分析

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託
- ・ジェネリック医薬品の通知に係るデータ処理等の外部委託

6. 健診データを共同利用する者の利用目的について

被保険者の中長期的な生活習慣病の予防のため、各種健診等について事業主と一体で共同推進することにより、健診事後のフォロー並びに受診勧奨など、双方の健康管理事業の効率化及び充実を図り、リスク保持者に対して適切なアプローチを実施することを目的とします。

匿名加工情報の作成及び第三者提供について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）では、個人情報を使用して匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供方法について公表することとされております。

この度、東京都二ツ健康保険組合では、以下の通り匿名加工情報を作成し、第三者へ提供させていただきます。

提供に当たっては、個人情報保護に基づき、個人が特定されない形で匿名加工情報を作成しておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

※匿名加工情報とは、個人情報を加工して、通常人の判断をもって、個人を特定することができず、かつ、加工する前の個人情報へと戻すことができない状態にした情報のこと。

1. 匿名加工情報に含まれる個人情報に関する情報の項目

- ・性別
- ・生年月
- ・医療保険の資格情報（加入時期、脱退時期、本人・家族区分等）
- ・診療報酬請求書の情報
- ・健診・保健指導の情報

2. 匿名加工情報の提供方法

- ・セキュリティが担保された電子的な手段または配送サービスを用いて提供

【問い合わせ先】

東京都二ツ健康保険組合 総務課 TEL03-3626-1400

7. その他

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・健康保険組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
- ・健康保険組合の管理運営業務に係る記録資料
- ・適正な経理事務の執行

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・業務の適正処理のための照会または回答（被保険者間の情報交換等）
- ・第三者行為求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等

・弁護士等への業務相談

8. 特定個人情報

番号法第 19 条第 7 号において定められた他の医療保険者又は行政機関（「他機関」という。）との情報連携における利用目的

【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】

- ・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務に係る給付情報等
- ・高齢受給者負担区分判定等に係る課税・非課税情報
- ・被保険者資格取得事務に係る他機関における資格情報
- ・被扶養者認定事務に係る課税・非課税、住民票関係情報等

【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】

- ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務に係る組合における保険給付関連情報
- ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務に係る組合における資格取得、被扶養者資格関連情報

また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消却などを行います。

(1) 各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書管理規程に則り、規程保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。

また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。

(2) 規程の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読み取れない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、業者に委託し、溶解処理を行います。

また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読み取れないようにして、廃棄またはリース返却します。

なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

東京都ニット健康保険組合は、加入者個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に保護する観点から、以下の方針で個人情報を取り扱います。

- 1 個人情報の保護について、関係する法令、通知及び規程等を遵守します。
- 2 取得した個人情報については、適切な安全措置を講じることにより、漏えい、紛失、毀損又は個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
- 3 個人情報は、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためだけに使用します。また、個人番号については、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用します。
- 4 個人情報は利用目的の範囲内でのみ使用し、あらかじめ加入者の同意を得ている場合及び利用目的を遂行するために業務を委託する場合を除き、第三者に提供いたしません。また、個人番号をその内容を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、本人の同意の有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供いたしません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、次の各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。
 - (1) 法令の定めに基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 5 個人情報取扱責任者を選任するとともに、職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施し、個人情報の適切な管理に努めます。
- 6 業務委託する場合については、より個人情報の保護に配慮したものとし、業務委託契約を締結する際には、業務委託の相手としての適格性を十分審査するとともに、委託先の適正な管理及び監督を行います。
- 7 加入者が、自己の個人情報の開示、照会、修正、削除等を希望される場合、関係法令及び関係規程等により適正に対応します。
- 8 本基本方針の内容は継続的に見直し、常に最善となるよう努めます。

個人情報の第三者への提供 について同意のお願い

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者(当健康保険組合)は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、個人情報の通常必要な利用目的のうち、加入者にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ、「明示的」な同意を得ることが必ずしも加入者本人にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて加入者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては、「黙示の同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当組合では、以下の事項につきその趣旨に該当するものいたしますので、加入者の皆様の同意をお願いいたします。同意されない場合には、書面にて当組合までお申し出ください。お申し出がない場合には同意していただいたものとさせていただきます。

- 医療費通知について、世帯分をまとめて被保険者本人に通知すること。またその通知は事業主を経由して行うこと。
- ジェネリック医薬品使用促進通知について、被保険者・被扶養者宛に通知すること。
- 外傷傷病名での受診に伴う確認通知について、世帯分まとめて被保険者本人に通知すること。
- 柔道整復師(接骨院・整骨院)で受診に伴う確認通知について、世帯分まとめて被保険者宛てに通知すること。
- 「高齢者の医療の確保に関する法律」により特定健診・特定保健指導が義務付けられたことに伴い、健診結果から特定保健指導が必要とされる方に対し、当組合が委託する保健指導機関による特定保健指導を、事業主を経由して実施すること。
- 健康保険法に基づき、重症化予防・生活習慣改善等を目的として当組合が委託する保健指導機関による保健・栄養指導を事業主経由で実施すること。

また、個人情報の第三者提供に関して、次の4項目については例外として本人の同意を得る必要はないとされています。

- 1 法令に基づく場合。
- 2 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3 公衆衛生の向上または児童の健全な育成のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をきたす恐れがあるとき。

是非お試しください！

ジェネリック医薬品



ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を使っているため、効果も安全性の面でも信頼できます。ジェネリック医薬品の特徴を理解したうえで、家計費の軽減や医療費の節約もできるジェネリック医薬品をご活用ください！

ジェネリック医薬品のおすすめポイント

生活習慣病など、慢性の病気で毎日、長く使う薬は、一度の差額が小さくても、年間の差額は大きくなります。



ジェネリック医薬品って、家計にもやさしいのね！

安心

新薬と効き目は同等と国から認められ、安全性も確認済みです。



改善・改良

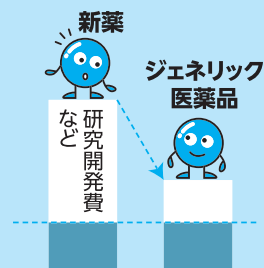
品質は保ちつつ、味やにおい、形状などを変えて使いやすくなっているものもあります。



価格

多くは新薬の7割から2割程度です。

新薬より開発期間が短く、費用が抑えられているため、安く提供されています。



※先発医薬品（新薬）の特許が切れていない医薬品にジェネリック医薬品はありません。
※まれですが、薬によっては自己負担額が新薬より高くなる場合や、差が出ない場合もあります。

令和4年度 健康保険組合全国大会が開催されました

健康保険法制定100年 これからも健康を支え、皆保険を守る健保組合であるために

去る10月18日、健保連（健康保険組合連合会）は、東京・丸の内国際フォーラムで、令和4年度健康保険組合全国大会を開催しました。

「健康保険法制定100年」と題して開催された今回の大会では、「現役世代の負担軽減、全世代で支え合う制度への転換」「国民が身近で信頼できる『かかりつけ医』の推進」「オンライン資格確認などICT化の推進による医療の効率化・質の向上」、「健康寿命の延伸に向けた保健事業の更なる推進」の4つのスローガンを掲げた決議が全健康保険組合の総意として採択されました。



東京都ニット健康保険組合からのお知らせ

オンライン卒煙プログラム

禁煙  挑戦してみませんか？

アプリを取得して
初回面談を予約！

招待コード

821358



今ならプログラム参加費用が

¥0 無料！

禁煙に導く3つのサポート

1 卒煙カウンセラーによる
オンライン面談



2 医師開発の
アプリでサポート



3 禁煙補助薬は
自宅に配送*



プログラムの参加方法

1 アプリをダウンロード

App StoreまたはPlayストアで「ascure 卒煙」と検索、もしくは二次元コードからアプリをダウンロードしてください。



2 ユーザー登録

アプリの手順に従って登録を進めてください。

招待コード：821358

3 アプリ内で面談予約

アプリで初回面談の予約をしていただきましたら、指導員から面談方法についてご連絡差し上げます。

プログラムの流れ

2ヶ月の集中期間

定期的な面談と医薬品*で禁煙初期のがんばり時を丁寧にサポート

1ヶ月のサポート期間

「医薬品がなくても継続できる禁煙生活」を面談でサポート

3ヶ月のフォロー期間

3ヶ月のフォロー期間。不安なときは追加の面談も可能



申し込みについて

【申し込み費用】

通常54,000円のところ、

¥0 自己負担は無し
無料!!

にて、ご参加いただけます！

【申し込み期限】

2023年2月28日(火)まで

【申し込み可能人数】

先着順となりますので、
お申込みはお早めに！

ご参加の条件

● アプリを利用できる方

動作環境：iOS 10.0以上(iPhone) / android 5.0以上のスマートフォン
(PC・タブレットはご利用できません)

● 禁煙を希望する方

● 健康保険組合にご加入の方

東京都ニット健康保険組合にご加入の方

- ・ 上記以外でもうつ病の既往歴やその他治療中の病気がある方は、主治医の許可が出ない場合は参加をお断りすることがございます。
- ・ ビデオ通話にはWi-Fiなどのインターネット環境が必要です。通信にかかる費用は参加者様のご負担となります。

問合せ先

アプリ登録でご不明な場合は
ascure (アスキュア) 卒煙サポートチームまで
ascure@cureapp.jp

対応時間：月曜～金曜 10:00-17:00

(土日祝日休、その他弊社が規定する休日を除く)

FAQ サイトはこちら

<https://cureapp.zendesk.com/hc/ja>

*: 既往歴等によっては、参加者様の健康を守るため、医薬品をお渡しできない場合がございます。

令和5年度 任意継続被保険者の 上限標準報酬月額のお知らせ

任意継続被保険者の標準報酬月額は、健康保険法第47条により、原則的にその人の退職時の標準報酬月額が、当組合の前年度の平均標準報酬月額（令和4年9月30日現在）のいずれか低い方にて決定いたします。令和4年度の上限標準報酬月額は、表のとおりです。

新旧	年度	上限標準報酬月額
新	令和5年度 (令和5年4月分保険料から)	280,000円
旧	令和4年度 (令和5年3月分保険料まで)	280,000円

日頃からの対策で感染リスクを下げよう！

小まめな手洗い

帰宅時や調理の前後、トイレの後など、小まめに手洗いを。
流水で手を洗った後、せっけんで洗う。



- ①手のひら・指の腹面
- ②手の甲・指の背
- ③指の間(側面)と股(付け根)
- ④親指と親指の付け根のふくらんだ部分
- ⑤指先
- ⑥手首の内側・側面・外側

十分に水で流し、ペーパータオルなどで拭き取って乾かす。

マスクを正しく着用



鼻から顎までを隙間がないように覆う。外すときは表面に触れないようにして、ゴムひもをつまんで外す。

定期的な換気

室内のウイルスを減らすため、定期的に換気を。2カ所開けて空気の流れをつくるのがポイント。



人混みを避ける

高齢者や持病のある人、妊娠中の人など重症化リスクの高い人は、人混みへの外出を控える。

日々の健康管理

十分な睡眠、バランスのとれた食事など、基本的な健康管理でウイルスに負けない体づくりを。

組合事業状況

(令和4年11月分)

事業所数	被保険者数	被扶養者数	平均標準報酬月額
278件	7,478人	3,572人	272,152円
保険料調定額	保険給付費	高齢者医療拠出金	介護拠出金
200,021千円	120,500千円	92,208千円	23,444千円

あとかぎ

新年あけましておめでとうございます。謹んで新年のご挨拶を申し上げます。この冬は、コロナウイルス・インフルエ

ンザの両方に注意を払いながら新年をお迎えのことと思います。当健康保険組合では、今年も「皆様の健やかな毎日を送るお手伝い」を使命として事業運営を展開して参ります。皆様におかれましても、年に一度の健診を受診され、健診結果や特定保健指導の機会を活用され、適切な食生活や運動習慣を身につけ、必要に応じて「かかりつけ医」と連携しながら、ご自身とご家族の健康管理を心がけていただきますよう、お願い申し上げます。

